

子どもたちをネットトラブルから守るために

保護者へのお願い



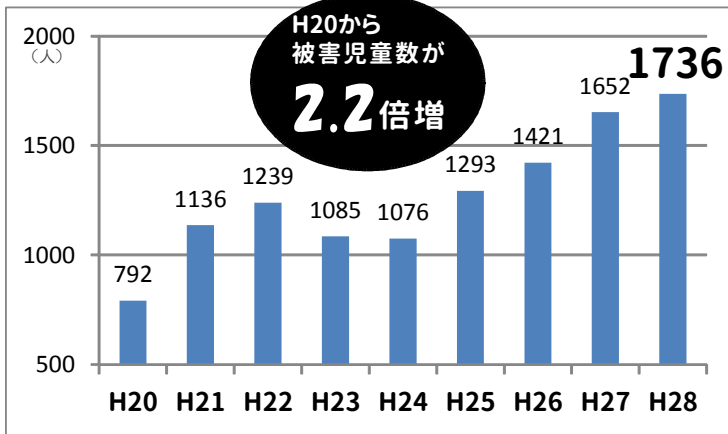
スマートフォン等を持たせる必要があるのか親子でしっかりと確認してください

そのうえで、持たせる場合は「保護者の責務」としてフィルタリング機能の活用が法令で定められています

児童生徒が被害者となる事件が増加しています

インターネットを通じて、人と人がコミュニケーションを図れる会員制サービスであるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用の広がりに合わせて、児童生徒が被害者となる事件が増加しています。

被害児童生徒の9割がフィルタリングを設定していませんでした…



●年齢別被害児童数の比率

17歳	24.2%
16歳	25.9%
15歳	18.6%
14歳	17.5%
13歳	9.7%
12歳	3.1%
11歳以下	1.0%

15歳以下が
ほぼ50%

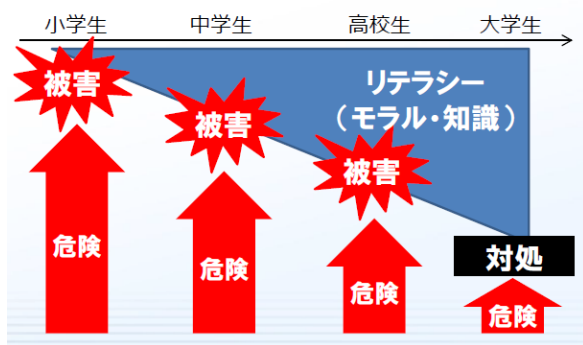
●罪別被害では「児童買春」及び「児童ポルノ」の被害児童数が増えている。

出典：「平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」警察庁資料

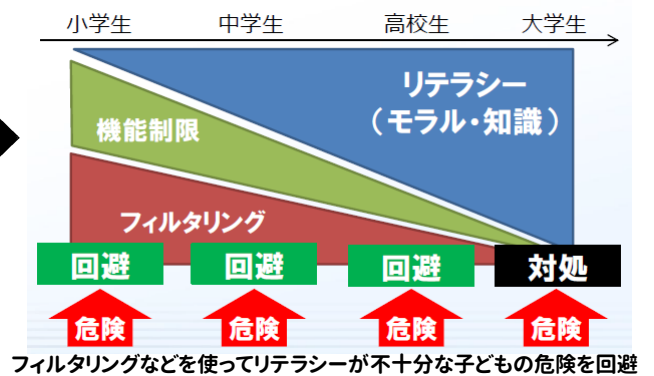
スマホ・タブレットに「フィルタリング機能」を設定してください

子どもの成長に合わせて設定内容は変更できます

1. フィルタリングを利用することで、児童生徒の成長に悪影響がある情報から守ることができます。



リテラシー (モラル・知識) が不十分なうちは被害にあいやすい

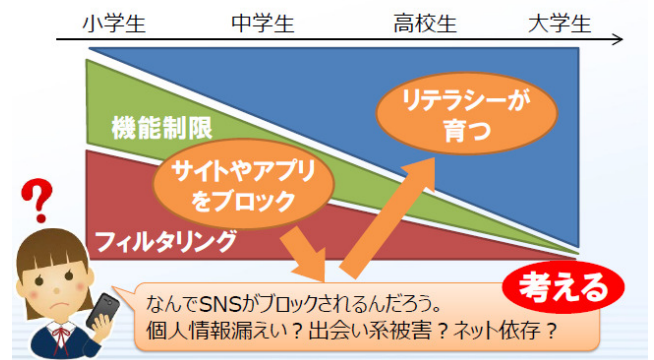


フィルタリングなどを使ってリテラシーが不十分な子どもの危険を回避

2. フィルタリングを利用することで、児童生徒が悪意のあるサイトや危険な情報に気づく力がついてきます。

※法令により保護者の役割が定められています

- ① 18歳未満が使用者であることを申し出る。
- ② フィルタリングの説明を受ける。
- ③ フィルタリングを設定してもらう。



長崎っ子のためのメディア環境協議会

(事務局 〒850-0031長崎市桜町4-1長崎商工会館9階 tel/fax095-824-7510 長崎県青少年育成県民会議内)